

商工委員会議録第十九号

昭和三十一年三月十六日(金曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 神田 博君
委員 小笠 公昭君 澤本 彦吉君
西澤 小平 久雄君 澤本 一雄君
長谷川 四郎君 中崎 敏君
秋田 大助君 阿佐美 廣治君
大倉 三郎君 菅 太郎君
椎名悦三郎君 篠田 弘作君
島村 一郎君 首藤 新八君
鈴木周次郎君 田中 角榮君
田中 龍夫君 中村庸一郎君
洲上房太郎君 前田 正男君
松岡 松平君 南 好雄君
森山 欽司君 山本 勝市君
横川 重次君 加藤 清二君

出席國務大臣

通商産業大臣 石橋 湛山君
出席政府委員 齋藤 憲三君

事務局次官

總理府事務局 (經濟企画庁長官官房長) 酒井 俊彦君
通商産業事務局 (通商局長) 板垣 修君
通商産業事務局 (通商局長) 樋口 誠明君
委員外の出席者 大藏事務局(理財局長) 堀口 定義君
財局資金課長 専門員 越田 清七君

三月十六日

委員野田武夫君辞任につき、その補欠として横川重次君が議長の指名で

第一類第九号

商工委員会議録第十九号

昭和三十一年三月十六日

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

特定物資輸入臨時措置法案(内閣提出第五九号)
輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)(予)

離島振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

○神田委員長 これより会議を開きます。

去る十四日日本委員会に付託されました離島振興法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まずその趣旨の説明を求めます。齋藤經濟企画政務次官。

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 国は、第五條第一項の離島振興計画に基き新たに簡易水道を布設する市町村に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その布設に要する費用の十

分の三・五以内を補助することができる。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

○齋藤(憲)政府委員 ただいま議題と相なりました離島振興法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

離島振興法の成立以来、政府は、離島における道路、港湾、漁港、電気導入等の施設に対し、特別の助成を行なつて参りましたが、離島民の日常生活の改善にさらに一步を進めるため、今回、簡易水道について、特別の助成を行うこととしたのであります。

離島には、一般に、適当な自然水源が乏しいため、簡易水道を布設する必要が強いのであります。離島における簡易水道の工事費は、本土に比べて割高であるのが通則であり、しかも離島の経済力がきわめて低いため、問題の解決はなかなか困難であったのであります。そこで現在簡易水道を布設する事業に対して二割五分以内の国庫補助を行なつておられますのを、離島につきましては特別に三割五分以内を補助することにいたしました理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成をいただきますよう切望いたします次第であります。

○神田委員長 本案に関する質疑は後日に付いたします。

○神田委員長 前会に引き続き特定物資輸入臨時措置法案を議題とし、質疑を継続いたします。質疑の通告がありますので、順次これを許します。中崎敏君。

○中崎委員 それでは質疑を続けますが、このバナナに関する問題は、実態的には農林省の所管の問題は、実態的に多いために、その方針、政策を中心として、窓口である、通商行政のことに外貨の割当、為替の取扱等の問題に触れてくるような関係もありませんので、両大臣にそろつておいでいただかないと、統一のある有効的な質問ができないことになり、勢い質問をしましても重複にわたるようなおそれがありますので、すみやかに農林大臣の出席方を委員長の方で督促をしたいと思いますと思つておりますが、とりあえず昨日の質疑に続いて、通産大臣に質問してみたいと思つております。

今回の措置によりまして、バナナの入札金との差益金が七億四千万円と二億九千万円ですか、約十億円の金が入つておられるわけですが、これが予算的にはどういふふうな措置が講じられておられるのかを私は聞きたいのであります。

○石橋國務大臣 それは今御審議をわざわざしておる法律ができませんれば、その法律によつて措置するのであります。それまではただいままでやつておりましたように行政措置によつて、

一応ジェットロにおきまして大蔵大臣と協議の上固のために使う、かようなこととに相なつております。

○中崎委員 国の予算はすべて国会の承認をとつて、例のあの予算の計画書を通してやつていかれるわけでありませんが、今回の十億円の暫定的な——これをジェットロと申しておりますが、実際に政府の取納金と見ていふのでありますけれども、それが予算的に措置が講じられないうことになりまして、一体どういふことなるのでありますか。言いかえますと、いやしくも国民の租税に匹敵するような一つの強制的な税金ですか——それは特別に申し込み、取扱いをする希望者に限つてと思つておりますが、そういう人たちに對しまして、一種の強制的な徴収をするのでありますから、法的にもそうであります。何か予算の面においても、これは一応予算のあの計画書に從つて行わなければならぬのであります。それはどういふことなるのでありますか。さらに今後この法律が通りますれば過去にさかのほつてそれが適用に相なるのであります。あるいはこの法律の内容がそういう性格を持ったものであるのかどうか聞きたい。

○石橋國務大臣 いずれにしてもお説のように予算措置を講じなければこれは使えないのですから、今の見当では産特会計に入れるというのを目標にしてはいるのであります。しかしながらこれもやはり予算措置であり

ます。それからバナナの方は、特別会計ができませんと、その特別会計に入れて、そこから産特会計に回すということになるわけでありませぬ。なおこの間三十九年度の補正補算で二十九年度以来の砂糖、バナナ等の金を繰り入れることになつておりますから、その中へこの間の入札の剰余金も必要があれば入れることができるわけでありませぬ。

○石橋國務大臣 それは法案が審議終了になりましてそのままに捨ておくわけにもいきませぬので、八月の初めに閣議決定をもつて、行政措置ではあるけれども大体法案の趣旨に盛られたと同じようなやり方によつて、過剰利益金は砂糖会社、関係者に積み立てさしておきまして、そして後に予算措置を行なつてそれを国庫に収納する、こういう考え方で行政措置をいたしたのであります。それは八月の初めからずっと続けてやつてそれそれ積み立てておりました。それが幾らになりましたか、金額のことは必要があれば申し上げますが、二十四億くらいではないのです。ただ八月までの分は、ちょうど法案を審議中の期間になりますけれども、四月以来七月までに至る分はそういう行政措置をするという閣議決定もありませんでしたし、法案が流れてしまった、こういうわけで、これは何らの手がかりがなしにそのままになったわけですから、しかしながらわれわれとしては同じ方法で四月以降のものも積み立てるべきじゃないか、道義的に関係者はやるべきじゃないか、こういうことを主張しまして、これも先般の補正予算のときに、結局二十九年度に幾らか残りが残りますが、それらを含めまして三十九年度三十億円の差益金を提出する、つまり八月以降の提出分とそれ以前のもの全部含めて三十億円程度醸出するということが話がついたわけでありませぬ。

入つてこないということ、とりあえず業者から自発的にといひますか、そういうふうな形において、価格差益を政府の方で銀行へ預託しておるとかいうふうな、すでに行政措置の形で講じられておつたものがあるはずなのに、それが一体どういふような金額になつておるのか、それがどういふふうにしておられるのか、これを数字的に一つ資料に基いて御説明願ひたい。

○種話政府委員 御承知のようにこの前七十億—砂糖だけで六十三億でございませぬ、それだけの差益を国庫に収納するというので、前回法案の御審議を願ひました。あのときには大体糖価が七十六円を標準としてそのあたりが適当じゃないかということ、七十六円と原価との差を供出させる、そういうふうな考え方を申上げてございませぬ。ところが今大臣から申し上げましたように、当時法案が審議終了になつて流れた、しかも七月までの差益につきましては、一応法案が通るといふことを前提に、法案が通ればその趣旨に従つて供出しようという趣旨で、念書が入つておつたわけでありませぬ。これは別に銀行保証も何もなし、ただ砂糖を入れたというインポーターから念書が入つていたというだけでありませぬ。それで法案がなくなつたといふわけで、これは一応四月—七月の分を強制的にとるといふのは国会の意思でないということがござつたのだといふことから、政府の方でいたしまして、これを強制的にとるといふわけにはいかない。ただし差益がある限り、それを不当に利得させるのは不適当だろ

三十億から十八億引きますと、差引十二億程度が七月以前の負担、こういうことになりませぬ。それで政府といたしましては、法律によつて強制的にとるわけにもいかないと、もうものについて、十二億程度の任意供出をやらうといふことで、申し出られたということであらばそれ以上強制するわけにもいれないし、またその額というものは決して少な過ぎる額でもない、適正な額ではないか、そういうふうな考え方をいたしまして、八月以降は十八億くらい出る予定でございませぬ、御承知のように二月、三月いづれも七十四円から七十四円五十銭というくらいで、十八億を見込みましたときに比べましてさらに一円程度下廻つておるといふことになつております。従ひまして七月までの負担、いわゆる任意供出分、これも三月が終らないとはつきりわかりませぬが、これは当初に比べまして三億程度はふえるのじゃないか、いづれにいたしましても、とにかく全体で三十億出そうというお話で、八月二日以降は政府のきめた方針でやる。それに足りない部分は任意供出をやらう、そういうことになつたわけでありませぬ。金額その他から申しまして、一応関係各省で検討いたしました結果、大体妥当な数字ではないか、そういう結論に達したわけでありませぬ。

○中崎委員 きわめて複雑な経路をたどつておるようでありませぬが、これについては一つ具体的な数字を出してもいい。今のような時価の動き、これに基いて砂糖会社が利得したであろうと計算される推定といひますか、これは計算的に出てくるはずでありませぬ。

○石橋國務大臣 こまかいことは今必要があれば事務局から話させませぬが、二十九年度に少し残つておるものがあるのです。その当時最後の処置がつかずに残つてそのまま懸案になつておるものがあります。それが二、三億円あるでしょう、それもこの間の補正予算のところに入れてわけでありませぬ。

○中崎委員 次に、この法案につきましては砂糖の価格差益を政府の方で収納するという案をもつて、この前の国会において出されたのでありますが、あの価格差益は二十数億円ばかりのものが一応予定されて、途中法案が流れたわけでありませぬ。一応法案が通るのだという考え方の上に立つて二十四億円ばかりのものがすでに収納の予定にされておつたというふうなことになるのでありますが、一体これはその後どういふことになつたのでありませぬか、聞きたいのであります。

○種話政府委員 御承知のようにこの前七十億—砂糖だけで六十三億でございませぬ、それだけの差益を国庫に収納するというので、前回法案の御審議を願ひました。あのときには大体糖価が七十六円を標準としてそのあたりが適当じゃないかということ、七十六円と原価との差を供出させる、そういうふうな考え方を申上げてございませぬ。ところが今大臣から申し上げましたように、当時法案が審議終了になつて流れた、しかも七月までの差益につきましては、一応法案が通るといふことを前提に、法案が通ればその趣旨に従つて供出しようという趣旨で、念書が入つておつたわけでありませぬ。これは別に銀行保証も何もなし、ただ砂糖を入れたというインポーターから念書が入つていたというだけでありませぬ。それで法案がなくなつたといふわけで、これは一応四月—七月の分を強制的にとるといふのは国会の意思でないということがござつたのだといふことから、政府の方でいたしまして、これを強制的にとるといふわけにはいかない。ただし差益がある限り、それを不当に利得させるのは不適当だろ

○中崎委員 きわめて複雑な経路をたどつておるようでありませぬが、これについては一つ具体的な数字を出してもいい。今のような時価の動き、これに基いて砂糖会社が利得したであろうと計算される推定といひますか、これは計算的に出てくるはずでありませぬ。

○中崎委員 きわめて複雑な経路をたどつておるようでありませぬが、これについては一つ具体的な数字を出してもいい。今のような時価の動き、これに基いて砂糖会社が利得したであろうと計算される推定といひますか、これは計算的に出てくるはずでありませぬ。

○石橋國務大臣 こまかいことは今必要があれば事務局から話させませぬが、二十九年度に少し残つておるものがあるのです。その当時最後の処置がつかずに残つてそのまま懸案になつておるものがあります。それが二、三億円あるでしょう、それもこの間の補正予算のところに入れてわけでありませぬ。

○中崎委員 次に、この法案につきましては砂糖の価格差益を政府の方で収納するという案をもつて、この前の国会において出されたのでありますが、あの価格差益は二十数億円ばかりのものが一応予定されて、途中法案が流れたわけでありませぬ。一応法案が通るのだという考え方の上に立つて二十四億円ばかりのものがすでに収納の予定にされておつたというふうなことになるのでありますが、一体これはその後どういふことになつたのでありませぬか、聞きたいのであります。

○種話政府委員 御承知のようにこの前七十億—砂糖だけで六十三億でございませぬ、それだけの差益を国庫に収納するというので、前回法案の御審議を願ひました。あのときには大体糖価が七十六円を標準としてそのあたりが適当じゃないかということ、七十六円と原価との差を供出させる、そういうふうな考え方を申上げてございませぬ。ところが今大臣から申し上げましたように、当時法案が審議終了になつて流れた、しかも七月までの差益につきましては、一応法案が通るといふことを前提に、法案が通ればその趣旨に従つて供出しようという趣旨で、念書が入つておつたわけでありませぬ。これは別に銀行保証も何もなし、ただ砂糖を入れたというインポーターから念書が入つていたというだけでありませぬ。それで法案がなくなつたといふわけで、これは一応四月—七月の分を強制的にとるといふのは国会の意思でないということがござつたのだといふことから、政府の方でいたしまして、これを強制的にとるといふわけにはいかない。ただし差益がある限り、それを不当に利得させるのは不適当だろ

○中崎委員 きわめて複雑な経路をたどつておるようでありませぬが、これについては一つ具体的な数字を出してもいい。今のような時価の動き、これに基いて砂糖会社が利得したであろうと計算される推定といひますか、これは計算的に出てくるはずでありませぬ。

○中崎委員 きわめて複雑な経路をたどつておるようでありませぬが、これについては一つ具体的な数字を出してもいい。今のような時価の動き、これに基いて砂糖会社が利得したであろうと計算される推定といひますか、これは計算的に出てくるはずでありませぬ。

○石橋國務大臣 こまかいことは今必要があれば事務局から話させませぬが、二十九年度に少し残つておるものがあるのです。その当時最後の処置がつかずに残つてそのまま懸案になつておるものがあります。それが二、三億円あるでしょう、それもこの間の補正予算のところに入れてわけでありませぬ。

○中崎委員 次に、この法案につきましては砂糖の価格差益を政府の方で収納するという案をもつて、この前の国会において出されたのでありますが、あの価格差益は二十数億円ばかりのものが一応予定されて、途中法案が流れたわけでありませぬ。一応法案が通るのだという考え方の上に立つて二十四億円ばかりのものがすでに収納の予定にされておつたというふうなことになるのでありますが、一体これはその後どういふことになつたのでありませぬか、聞きたいのであります。

○種話政府委員 御承知のようにこの前七十億—砂糖だけで六十三億でございませぬ、それだけの差益を国庫に収納するというので、前回法案の御審議を願ひました。あのときには大体糖価が七十六円を標準としてそのあたりが適当じゃないかということ、七十六円と原価との差を供出させる、そういうふうな考え方を申上げてございませぬ。ところが今大臣から申し上げましたように、当時法案が審議終了になつて流れた、しかも七月までの差益につきましては、一応法案が通るといふことを前提に、法案が通ればその趣旨に従つて供出しようという趣旨で、念書が入つておつたわけでありませぬ。これは別に銀行保証も何もなし、ただ砂糖を入れたというインポーターから念書が入つていたというだけでありませぬ。それで法案がなくなつたといふわけで、これは一応四月—七月の分を強制的にとるといふのは国会の意思でないということがござつたのだといふことから、政府の方でいたしまして、これを強制的にとるといふわけにはいかない。ただし差益がある限り、それを不当に利得させるのは不適当だろ

○中崎委員 きわめて複雑な経路をたどつておるようでありませぬが、これについては一つ具体的な数字を出してもいい。今のような時価の動き、これに基いて砂糖会社が利得したであろうと計算される推定といひますか、これは計算的に出てくるはずでありませぬ。

○中崎委員 きわめて複雑な経路をたどつておるようでありませぬが、これについては一つ具体的な数字を出してもいい。今のような時価の動き、これに基いて砂糖会社が利得したであろうと計算される推定といひますか、これは計算的に出てくるはずでありませぬ。

○石橋國務大臣 こまかいことは今必要があれば事務局から話させませぬが、二十九年度に少し残つておるものがあるのです。その当時最後の処置がつかずに残つてそのまま懸案になつておるものがあります。それが二、三億円あるでしょう、それもこの間の補正予算のところに入れてわけでありませぬ。

○中崎委員 次に、この法案につきましては砂糖の価格差益を政府の方で収納するという案をもつて、この前の国会において出されたのでありますが、あの価格差益は二十数億円ばかりのものが一応予定されて、途中法案が流れたわけでありませぬ。一応法案が通るのだという考え方の上に立つて二十四億円ばかりのものがすでに収納の予定にされておつたというふうなことになるのでありますが、一体これはその後どういふことになつたのでありませぬか、聞きたいのであります。

○種話政府委員 御承知のようにこの前七十億—砂糖だけで六十三億でございませぬ、それだけの差益を国庫に収納するというので、前回法案の御審議を願ひました。あのときには大体糖価が七十六円を標準としてそのあたりが適当じゃないかということ、七十六円と原価との差を供出させる、そういうふうな考え方を申上げてございませぬ。ところが今大臣から申し上げましたように、当時法案が審議終了になつて流れた、しかも七月までの差益につきましては、一応法案が通るといふことを前提に、法案が通ればその趣旨に従つて供出しようという趣旨で、念書が入つておつたわけでありませぬ。これは別に銀行保証も何もなし、ただ砂糖を入れたというインポーターから念書が入つていたというだけでありませぬ。それで法案がなくなつたといふわけで、これは一応四月—七月の分を強制的にとるといふのは国会の意思でないということがござつたのだといふことから、政府の方でいたしまして、これを強制的にとるといふわけにはいかない。ただし差益がある限り、それを不当に利得させるのは不適当だろ

○中崎委員 きわめて複雑な経路をたどつておるようでありませぬが、これについては一つ具体的な数字を出してもいい。今のような時価の動き、これに基いて砂糖会社が利得したであろうと計算される推定といひますか、これは計算的に出てくるはずでありませぬ。

○中崎委員 きわめて複雑な経路をたどつておるようでありませぬが、これについては一つ具体的な数字を出してもいい。今のような時価の動き、これに基いて砂糖会社が利得したであろうと計算される推定といひますか、これは計算的に出てくるはずでありませぬ。

が、そういうものを数学的にはつきり出してもらいませんと、今の答弁は何だか記憶に基くような、はつきりしたものでありませんから、至急に一つその資料を出していただきたい。それに基いていろいろ質疑をしてみたいと思うわけでありすが、すぐ出ますかどうかですか。

○通商政府委員 政府関係といたしまして、全体の糖価の動き、それからおのおの輸入糖のコストの差、いわゆる差益というものの計算、これは非常に簡単に算出するわけですが、もうすでに資料としてございますか、われわれとしてはすでに計算したわけでありすが、ただ個々の砂糖会社が実際にどれだけ利得しているかということになりまして、これはわれわれには全然わからないことになりまして、一応この前の国会で砂糖の法案を御審議願いましたときに、差益の根拠といましたコストと実際の市価との差、これは出ておるわけでありすが、それはできるだけ早く提出いたします。

○加藤(清)委員 関連して、ただいまお話しした通商省に念書が入って七十億の差益金をとる予定になっていたところが、法案がつかされたためにこれが御破算になった、その結果はかようしかじかでございますという御説明がございましたが、その折に七十億入るはずになっていたのだが、法案がつかされたことと砂糖が値下りをしたために七十億は入らなかつたが、一体何会社から幾らの差益金を政府へ納めるようになったかということをはつきりしているんじゃないかと思うのです。それが砂糖の業界の方ではつきりしていない

となると、これはおかしな話なんです。今あなたは各会社のあれはちょっとわかりかねるとおっしゃいました、そのデータがわからなければ、安くなったために差益がこんなに少なくなりましたというものは出てこないはずですよ。従ってこれはぜひデータとして出してもらわないと、あの七十億の行方は、新聞でも相当長い間書かれましたように、国民が疑惑を持って見ているのでございます。従いまして、その疑惑をぬぐう意味においても、これははつきりとデータを出されるというところが最も当を得たものではないか、かように心得るわけでございます。従いまして、至急にこれは出していただきたいのでございます。

第二点は、先ほどの御説明を承わっておりますと、法律が流れたので、差益は任意に供出してもらう、こういう意味のことをおっしゃいましたが、それでよろしゅうございませうか。——次いで大臣にお尋ねしますが、この特殊物資の輸入について差益を取る場合には、立法措置をとらなければいけないのか、それとも行政措置でいけるものか、この点を一つ大臣にお尋ねしたい。

○石橋國務大臣 これは公式に取るには立法措置を必要としましょう。たとえばバナナの場合のときは、実際の措置としては、輸入は全部外貨割当はジェットロにやらせる。ジェットロが今度は実際の輸入の実務を、輸入業者なりあるいはバナナの取扱業者なりに渡すときに差益を取るといふ方法も事実行なっております。そういうことをやる場合は、必ずしも立法措置じゃな

いでしようが、しかしジェットロに外貨割当をさせて、行政的の必要上実際にやっているとということもあり得るわけですよ。

なお砂糖の方は、前の法案が審議未了になりましてから、多くの会社で決算ができて、みんな決算の中に利益を出しちゃった。従って、税金として中央の国庫にも入りまして、地方税も納めてしまったというふうな関係もありまして、今から逆戻りをして、みんな地方税まで勘定をしてこまかくやるということも、実際上非常にわずらわしいことであるし、困難でありますので、そこで八月以降のものは、一応みんな念書を入れて積み立てておられます。従って今の糖価との関係は調節してやりましたが、これははつきり八月以降の分は積み立てている中から出すはずであります。それ以前の分は、今申し上げましたように、すでに一応決算が済んでしまった会社が大部分であります。税金もその中から払っているというわけでありまして、そこで何はともあれ、それにしてももうかつているに違いないから、できるだけ出せ、こういうことで、三十年度に総額約三十億円出すということで砂糖業界全般との話し合いをしたわけですよ。

○加藤(清)委員 そうなりますと、特殊物資の差益金は、法律によらずして、行政措置でこれを徴収することができると、こう解釈してよろしゅうございませうか。

○石橋國務大臣 私は法律論はわからぬが、徴収することができると解釈したら、これは多分いけないでしょう。しかし今のジェットロの場合のごときや

り方だ、実際はかの商人にやらせれば、もしジェットロが一般の商人だとすれば、それはもうけてしまふわけでしょうが、政府の特別の機関を中間に置いて、当然国家へ収納してもいい差益はそこを通して収納するという方法を今までとってきた、こういうことですよ。

○加藤(清)委員 ジェットロを通そうが通すまいが、そういうことは問題でないのです。特殊物資の輸入についての差益は行政措置によって取れるか、法律によらざれば取れないものか、そのいずれを通商省としておられるか、こういうことが聞きたいのでございませう。——質問の趣旨をもう一度申しませうか。特殊物資の輸入によって、特別などうか、異例な差益が生じた場合に、その差益金を政府に税金以外として納めさせるという制度があるようにございませうが、これは立法措置によらざればできないのか、行政措置でできるのかということをお尋ねしているわけですよ。

○石橋國務大臣 私は法律論はようやらぬが、政府機関があつて、ちょうど今のジェットロがそういうことをすれば、これは政府機関としてジェットロへ収納があるということまではできると思ひます。それをさらに国庫の収入にして予算に入れようというときには、さらに何かの形で、寄付金にするか何にするか知らぬが、とにかく予算の中に入れておられるならなければならぬ。

を、税金にあらずして、法律によらざれば徴収することができないか、通商省は省令によってあるいは行政措置によってこれを徴収することができるとかということをお尋ねしている。ジェットロのことは問題でない。

○石橋國務大臣 これは省令によってはどうか知りませんが、とにかく寄付金の形においては取れる。この間の三十億のごときはやはり寄付金の形で取っております。

○加藤(清)委員 その取つたものを一般会計の収入予算として計上なさるのが妥当でございますか、それともどこかへ使つてしまふのが妥当でございませうか。

○石橋國務大臣 むろんそれは予算の中に計上しなければならぬ。どこかへ横流しなんかはできません。

○加藤(清)委員 そういうことが現にあるから私は聞いている。私は知らぬで聞いているのと違ふんだ。あるから聞いている。それならお尋ねしませうか。きょう時間があれば私はやりませう。現に毛製品の輸入で差益を取つたじゃないですか。それを去年どこへ使われたのですか。冗談じゃないといわなければならぬ。そうして砂糖の場合は法律がこわれたからこれは取ることはできなくなつたというのは、事実おかしな話なんです。

んとんだという。そこに百五万トン、五万トンふえた。それが三品市場で追いつき打ちをかけた。従って値下りしてきた。これはごもつともなんですか。ところが差益が少なくなったので、それで取り方を交えた、そういうことが法律によらずして可能である。取ったり取らなかつたり、取り方を上げたり下げたりすることが可能であるとするならば、私はお尋ねしたいことが具体的事実としてありますということを言っているわけですね。——そこに通商局長さんがいらつしやるから申し上げますが、毛製品の輸入は日英会議のおかげで、日本のメーカー側としてはあまり好ましくないけれども買わなければならぬ結果になってきておる。これは拡大均衡上少々やむを得ない。ところがそれが差益が多いというので、差益金を徴収されている事実が去年もことしも続いているわけなんです。去年あたりは、そのことが審議される当初は差益がずいぶん多いと見込まれていた。本委員会で審議したんですよ。ところが御承知の通り毛製品の内地物の値下りのおかげで、輸入毛製品の希少価値も少くなると同時に、販売価値が少なくなって、紡毛製品のごときはストックまで生じ、差益はずっと少なくなったにもかかわらずその差益は取られた。今年度になってますます毛製品の輸入はふえた。そういたしますと希少価値はほとんど下つていって、差益はぐんと少なくなつたが、その差益はなお取られている。取られた差益の始末はと調べてみると、これがとんでもないところに使われている、ジェットロだけじゃないんです。私はみんなそれを知っている。どこでどう使われたか、とんでもない

関係外のところへ使われている事実を私は知っています。だからやがてまた今年度末にその処理が行われようとしているから大臣の意見を聞いていられるわけなんです。

○板垣政府委員 たいだいまの毛製品のことは私詳しくは存じませんが、これは差益の徴収というようなものでは全然なくて、毛製品については多少利益があるので、会員同士で会費のような形で醸出をいたしまして、共同の利益、輸出振興その他に使用するということになっておるものと私は承知いたしております。

○加藤(清)委員 表向きはその通りに相なっております。通商局長のおっしゃることは間違いない。また通商局長が日英会議で非常に苦勞をして、もつとたくさん買えという毛製品を押し押えていらつしやつた御努力は非常に多としておるものでございませう。今またその会費が行われておりますが、そうやって取つた差益を輸出振興に使うということは、相手国にとつてはおもしろくないことであるから、さういうことはやめてもらいたいという申し入れがあるということも私は聞いて知つておるわけでございます。

従つて去年はその差益が毛製品には関係外のところに使われていた。はっきり言えとおっしゃるのなら全部言いますよ。表を持っておるんだから……。ところでそういうことが行われて、それはどうかというところ、外貨割当と同時に何多というものがピンをはねられていられるわけなんです。ところが砂糖に限つてはさうよになつていない。ただいまあなたのおっしゃるところによりまして、連産省へ念書が入つて、差し上

げますといつて、八月以前の分については二十四億ばかり各銀行に分れて預けてあつたはずなんです。それも決算書類の中へ繰り入れてしまつたから、しかも税金を納めたからとおっしゃいますか。砂糖屋の税金はいつ納めるものですか。砂糖の税金は一年たつた後に精算をしてそれから税金の対象になる、かように心得ておりますが、半年ごとに税金の対象になるのでございませうか。あなたは税金を納めたとおっしゃる、そういうことが行われるのですか、私の考え違ひでございませうか。それとも税制がいつぞや急に変わったのでございませうか。青色申告にしたつて何にしろ、つまり昭和二十九年なら二十九年、三十年なら三十年が一年済んでからじゃないですか。上半期だけで取られたり、四半期で決算をして税金を納めなければならぬというようなことが行われているのでございませうか。

もう一つは先ほどこれを事業税で納めたというお話がございませうか、そうなることは地方税でありませう。今取ろうとしておる税金は國家の税金です。地方税より國家の税金が優先するということははっきりした事実です。それをひっくり返してまで税金を砂糖のメーカーは納められたのであります。私は解せない、そういう答弁では納得できない。だからそういうことを言わずに、ほんとうのことを言つてもらいたい。何も不正をつこうという考え方はない。

○石橋國務大臣 私は何も隠しておるのではないので、また無理にまげて言つておるじゃない。私の聞いておるままを言つておる。大蔵省がどうい

取扱ひをしておるか知りません、とにかく決算に基き税金を納めたと私は聞いておる。でありますから今のようないことを申し上げたのです。

○加藤(清)委員 私の考え方でいいますと、決算があつて税金を納めたということはごもつともでありませう。しかるにそれは前年度分じゃありませんか。われわれが今問題にしておるのは去年の八月のあれでしょう、八月からそれ以降の問題でしょう。これはまだ税金として納まつたというふうには解釈できないのであります。私の考え違ひでしょうか、私は会社の税金はさういふふうになつていないと思ひますが、これは大臣に教えてもらいたい。

○石橋國務大臣 それは税務署に聞いてみなければわかりませんが、税のこととは知らないのです。わかりませんが、とにかく決算が済んで、そうじゃないでしょうか。大蔵省では税金を逆算して勘定して払い戻しができると大蔵官あたりがまじめに言つておつたらしいのですから、一応税金を納めたのじゃないでしょうか。

○加藤(清)委員 それではこれは七十億が一体三十億でよろしいのか、二十億でよろしいのかということでは國民は相当疑惑を持つておる。あの法律が流れた直後でだれかが持つて逃げたとか——連産大臣ではありませぬよ。別の人ですが、どうした、こうしたということを新聞に盛んに書かれたので、疑惑を拭拭して次のバナナに臨まないかと、同じ法案でありますから、またその疑惑をしい込んでこの法律が生まれていくということになつては大へんだと思ひますので、この際大臣では税

金のことはよくわからぬとおっしゃいますので、願わくば税金の問題のよくわかる大蔵省の主税局なりあるいはそれに關連する方に御出席願ひたいのであります。さうして砂糖屋さんだけは四半期ごとに決算をして税金を納めるものか、特殊扱いを承わらないものか、そこらあたりを承わらないものか、ちよつと審議しかねるものではないか、こう思うわけがあります。委員長にさういふ要望いたします。

もう一つ話ごとくおられるようございませうから申し上げておきますが、先日要望いたしました証人と申しませうか、参考人と申しませうか、都条例の改正に關する方をせひ呼んでもらいたいと言つておいたのにまだ十分か二十分まで済むことございませうから……。

○中崎委員 先ほど要求しました資料はきわめて重要なものでありますから、どうしてもこれを審議の過程において出してもらひませぬと、審議の進めようがないわけでありませう。

○神田委員長 ちよつと中崎君に伺ひますが、その資料がないと質問ができませんという意味でございませうか。

○中崎委員 委員長も先ほどの質疑応答をお聞きになつておわかりと思ひますが、きわめて重要な資料でありますから、やはりこの問題の一つの要点として進めていきたい關係上、せひともその資料を出していただきたいと思ひます。私が今要求したのはさうむずかしい資料じゃない。きわめて常識的な、いわばラフな、だれか業界人の専門家がいて、なるほどこれはさうだということとがわかればい

輸入秩序の確立を望んでやまないの
あります。この意味におきまして、政
府の将来における善処方を要望するも
のであります。

以上の趣旨に基きまして、附帯決議
の動議を提出いたしましたのであります。
何とぞ委員各位の御賛成を賜わらんこ
とを切にお願い申し上げます。

○神田委員長 本附帯決議案について
採決いたします。これを可決するに御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めま
す。よって提案の通り附帯決議を付す
るに決しました。この際通産大臣より
発言を求められております。石橋通商
産業大臣。

○石橋通商大臣 特定物資輸入臨時措
置法案につきましては、いろいろ御論
議をわすらわしましてまことにありが
とうございました。なおたゞいま御提
出になりました附帯決議の御意向は、
十分政府といたしましては心得ておる
ところでございますから、御趣旨にた
がわぬような措置を今後とりたくい
と思ひます。この点念のために申し上げ
ておきます。

○神田委員長 お諮りいたします。本
案に関する委員会報告書の作成につ
きましては、委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十八分散会

〔参照〕
特定物資輸入臨時措置法案(内閣提

出)に関する報告書
(別冊附録に掲載)